

## 危険物の規制に関する規則及び消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等に対して提出された意見及び総務省の考え方

No.	案に対する意見及びその理由【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	専門職大学等の制度化により、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 41 条の 3 等も、「危険物の規制に関する規則及び消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等」（以下「改正案」という。）と同様に改正する必要があるのではないか。 【個人】	今回の改正案の作成に先立ち、同様の理由で、「学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（平成 29 年政令第 232 号）第 14 条及び第 15 条において、それぞれ、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）及び消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）の改正を行いました。	無

○提出意見数：1 件

※提出意見数は、意見提出者数としています。